

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成29年3月8日(水)

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課／地域生活支援推進室  
／障害児・発達障害者支援室  
(2/2冊)

### (3) グループホームの防火安全対策について

グループホームの防火安全対策については、平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟市の障害者グループホームにおける火災を受け、平成25年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が4回開催され、平成26年3月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備等の設置基準の見直しが行われた。見直し後の基準は、平成27年4月1日時点において存する施設については平成30年4月から適用される

(新規施設については平成27年4月から適用済)ため、都道府県等においては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。(関連資料2)

特にスプリンクラー設備については、今回の見直しにより小規模なグループホーム等においても設置が必要となるケースが生じるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な場合も想定されることから、消防庁では、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備可能とするよう開発・検討を進め、平成28年1月29日に小規模なグループホーム等に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等を規定した消防庁告示(「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」(平成28年1月29日消防庁告示第2号))が施行された。この改正により延べ面積275m<sup>2</sup>未満の施設に設置が可能なものとして、パッケージ型自動消火設備のⅡ型が規定されたが、これは従来のスプリンクラー設備等と比較して簡便な工事で設置可能なものとされており、また、設置する居室の形状等により、複数のタイプのものから選択可能とのことなので、都道府県等においては、このような設備の活用について管内事業者等に周知されたい。(関連資料3)

また、スプリンクラー設備など消防用設備等の設置義務のあるグループホームなどの障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、当該補助金を積極的に活用すること等によりその設置促進に努め、設置義務の有無にかかわらず防火安全対策に万全を期すよう努められたい。なお、上記のパッケージ型自動消火設備を含めて消防用設備等の設置については社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用されたい。加えて、消防用設備等を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としている。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の

設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

#### (4) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少くない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成21年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っている。

また、平成24年6月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加され、平成26年4月から、保護施設や矯正施設、更生保護施設に入所等している障害者を支援対象に加えた。また、面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、地域生活移行個別支援特別加算により評価している。

当該加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くない自治体もあり、地域によって取組状況に差異がみられる。都道府県等におかれでは、地域生活支援事業における「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用し、罪を犯した障害者等への支援に係る専門性の強化や地域住民等に対する普及啓発等に取り組む等、矯正施設等に入所等している障害者が退所等に伴い円滑に地域生活に移行できるよう取り組まれたい。

#### (参考) 地域生活移行個別支援特別加算の算定実績の推移

	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月
包括型GH	110人	256人	286人	311人
外部型GH	134人	68人	80人	75人
障害者支援施設	42人	46人	51人	45人
宿泊型自立訓練	41人	33人	53人	66人
合計	327人	403人	470人	497人

※障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

# グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設) 平成27年4月～(既設※1) 平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係						
①障害児施設（入所）	275m以上	※2を除く。	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設
②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。） ※消防法施行令別表第1（6）項口関係			★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更			
①障害児施設（通所）	6000m以上 (平屋建てを除く)	3000m以上	延べ面積が300m以上の中の (利用者を入れさせ、または は宿泊させるもののは全て)			
②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ※「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であつて、延べ面積が275m未満のもの						
③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、 福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）						

※1 平成27年4月1日時点において存するグループホーム（新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、平成30年3月末までの猶予期間あり。  
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であつて、延べ面積が275m未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

# パッケージ型自動消火設備の告示改正

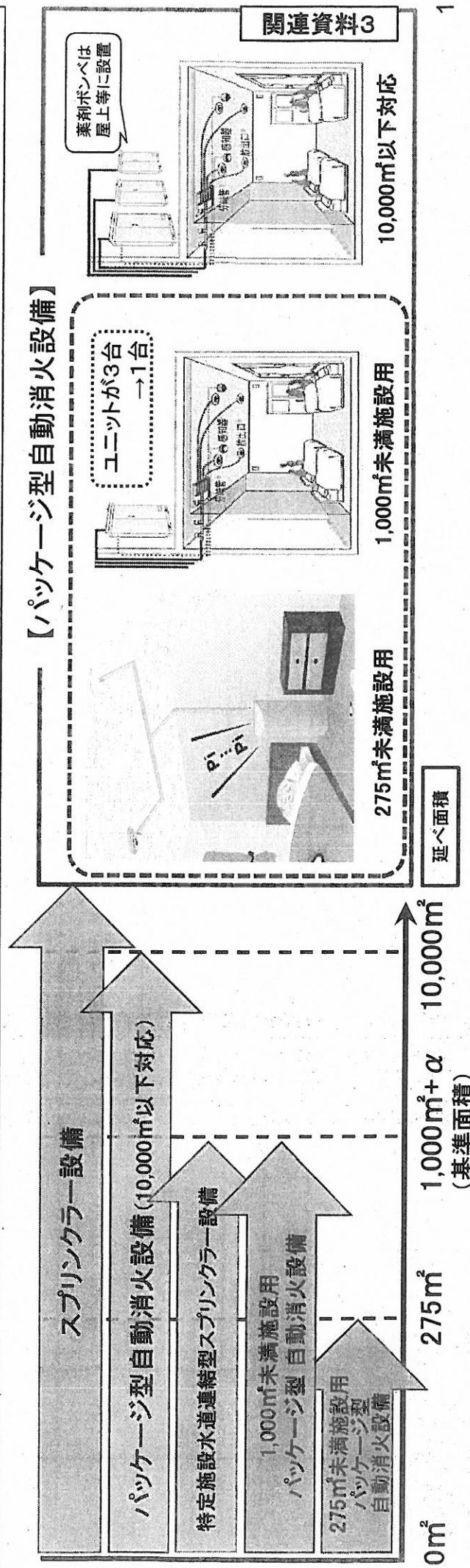
- 近年、比較的小規模な施設で重大な人的被害を伴う火災が相次いで発生したことを踏まえ、消防法施行令が改正され、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のため患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付け（社会福祉施設は平成27年4月1日施行。有床診療所・病院は平成28年4月1日施行。ともに経過措置あり）それに伴い、自力避難困難性の高い小規模施設について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置可能施設を拡大

社会福祉施設（延べ面積1,000m<sup>2</sup>未満）→ 社会福祉施設、有床診療所・病院等（基準面積1,000m<sup>2</sup>未満）

※ 基準面積に算入しない部分 … 手術室・レンタル室等の医療施設特有のヘッド免除部分で、一定の防火措置が講じられている部分

- 比較的小規模な施設に応じたパッケージ型自動消火設備の設置を可能とするため、必要な技術上の基準を策定（H28年1月29日公布・施行）

1,000m<sup>2</sup>未満施設用：各消火区画に対する構造等は従前のものと同様で、消火薬剤容器等のユニット数を3から1にしたもの  
275m<sup>2</sup>未満施設用：小規模施設の特性に対応した消火性能を有し、居室単位での簡易な工事で設置が可能なものの



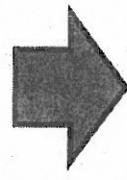
# パッケージ型自動消火設備（II型）の製品開発状況

	製品A	製品B	製品C	製品D	製品E
防護面積	13平方メートル				
消火薬剤容量	第三種浸潤材等入り水 16リットル (4リットル×4本)				
<b>設置イメージ</b>					
サイズ(mm)	W900・D180・H400	W380・D205・H830	W230・D205・H1400	W732・D205・H830	W412・D205・H1484
付帯条件	放出口を設置する居室等の壁が、建築基準法施行令第1条第5号で定める準不燃 材料の内装仕上げであること。				
認定	平成28年2月認定済み				

## パッケージ型自動消火設備（II型）の設置に係る特例の考え方（H28.9.13消防予第278号）

グルーブホーム等にパッケージ型自動消火設備II型を設置する際、次の場合は2台以上の設置が求められる。

- (1) 13m<sup>2</sup>以下の居室に対し収納設備が設けられ13m<sup>2</sup>を超える場合  
(図1参照)
- (2) 居室と収納設備の床面積の合計が13m<sup>2</sup>以下であっても、居室や収納設備の形状等の理由から1台のII型では防護し難い場合(図2参照)



次の1～3の条件を満たす場合は、収納設備は居室と比べて出火危険性が低いこと、居室と比較して体積が小さいため早期の火災感知が可能であることに及び防護面積が小さいことに鑑み、令第32条を適用し収納設備に対しII型に代えて住宅用下方放出型自動消火装置を設置しても差し支えない。

- 1 一の収納設備の床面積は3m<sup>2</sup>以下
  - 2 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有している。
  - 3 住宅用下方放出型自動消火装置についても定期的に点検が実施され適切に維持管理されている。
- ※ なお、設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、居室と収納設備が同一の同時放射区域となる場合であっても必ずしもII型との運動を要しないものとする。

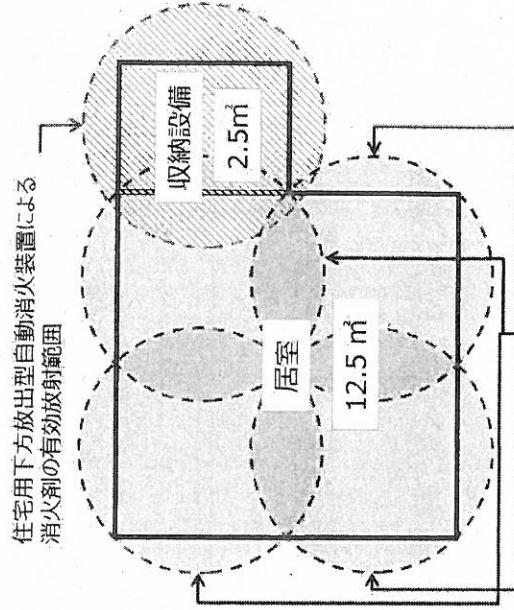


図1  
パッケージ型自動消火設備II型による  
消火剤の有効放射範囲

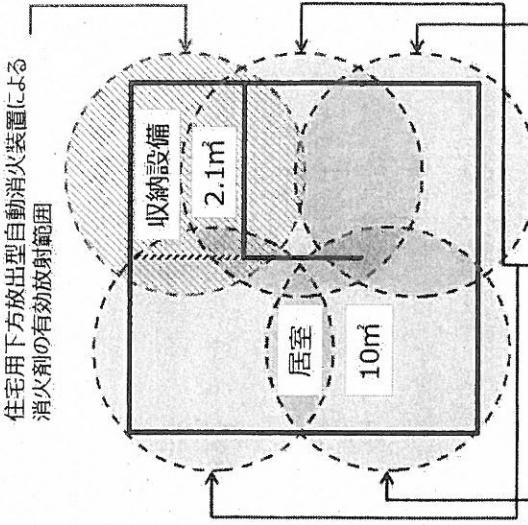


図2  
パッケージ型自動消火設備II型による  
消火剤の有効放射範囲